

令和6年度県産食材販路拡大に係る
メタバース空間整備・運用業務

業務仕様書

令和6年4月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度県産食材販路拡大に係るメタバース空間整備・運用保守業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 基本事項

(1) 業務の名称

令和6年度県産食材販路拡大に係るメタバース空間整備・運用保守業務

(2) 趣旨及び目的

生産者の販路開拓・拡大に向け、実需者や消費者とのマッチング機会や交流の場を創出するため、メタバース（仮想空間）のメリットを活かした新たな販路拡大モデル構築を図る。

(3) 用語の定義

用語	説明
岩手県メタバース空間	本業務で、整備、運用するメタバース空間全体の名称
エリア	<ul style="list-style-type: none"> メタバース空間内に設置された様々な空間 各ルームを束ねる空間
ルーム	各エリアにおける空間に区切られた最小単位 (例 D 商談エリアで使用する単位で、別空間に遷移)
同時入室	1つのルームに同時にアクセスし、アクセスしたユーザー間で交流できる

(4) 現状と方向性

令和5年度9月と12月に「黄金の國、いわて。」のフードショーinメタバースを開催し、生産者の販路開拓・拡大に向け、実需者や消費者とのマッチング機会や交流会をメタバース上で開催。

令和6年度も生産者の販路開拓・拡大に向け、実需者や消費者とのマッチングの機会を創出するために商談会・交流会を開催する。また、今回の商談会、交流会以外でも活用することを想定している。

(5) メタバース空間を活用して実現したいイメージ

以下の特徴を持ったメタバース空間を導入する。

- ・特別なアプリや会員登録が不要で、ブラウザからのアクセスが可能な空間
- ・アバターを用いて一対一で商談等（アバター同士での会話等）が可能な空間
- ・写真や動画等を用いて、岩手県の情報発信可能な空間
- ・参加者が一つの空間に集まり交流ができるエリア

(6) 本業務の概要とシステム構成要素

本業務では、既に本県で稼働しているメタバース空間にあるコンテンツ要素を再現し、岩手県独自の空間を整備する。

ア メタバースプラットフォーム

本県のメタバース空間は、DOOR（株式会社NTTコノキュー）を活用し構築されているが、予算範囲内で県が想定する事業の開催が可能であれば、別のプラットフォームを活用したメタバースを提案しても構わない。その際は、次年度以降のランニングコストがかからないプラットフォームの活用を提案すること。

イ 岩手県メタバース空間

県民や事業者等が誰でもアクセス可能な外部に公開されているメタバース空間

ウ 岩手県メタバース空間のコンテンツ・プログラム

メタバース空間上のデザインや配置する画像・動画等。

エ 岩手県メタバース空間の管理用WEBシステム

岩手県メタバース空間のコンテンツ・プログラムを作成・編集が可能な内部管理用のWEBシステム。

2 メタバース空間整備業務

(1) メタバースプラットフォームについて

- ア 専用アプリ等が不要でP C・スマートフォン等からアクセスできるクラウドサービスを活用すること。
- イ 「DOOR（株式会社NTTコノキュー）」で構築された岩手県メタバース空間のコンテンツ等を再現すること。
- ウ 選定するメタバースプラットフォームは、他の活用実績について報告すること。

(2) クラウドサービスについて

- ア クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、県に協議したうえで、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるようにすること。
- イ 構築したサービスにログインして作業する場合のセキュリティ対策を明示すること。
- ウ 障害発生時には、速やかに原因を特定し、適切に対応するとともに、県に報告すること。
- エ メタバースプラットフォームで利用するクラウドサービスは、原則として、日本国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが管理され、日本国に裁判管轄権があるクラウドサービスとすること。
- オ 空間の整備に選定したメタバースプラットフォーム（メタバースプラットフォーム名、提供会社、概要、特徴、地方自治体利用実績、システム利用イメージ等）について具体的に提示すること

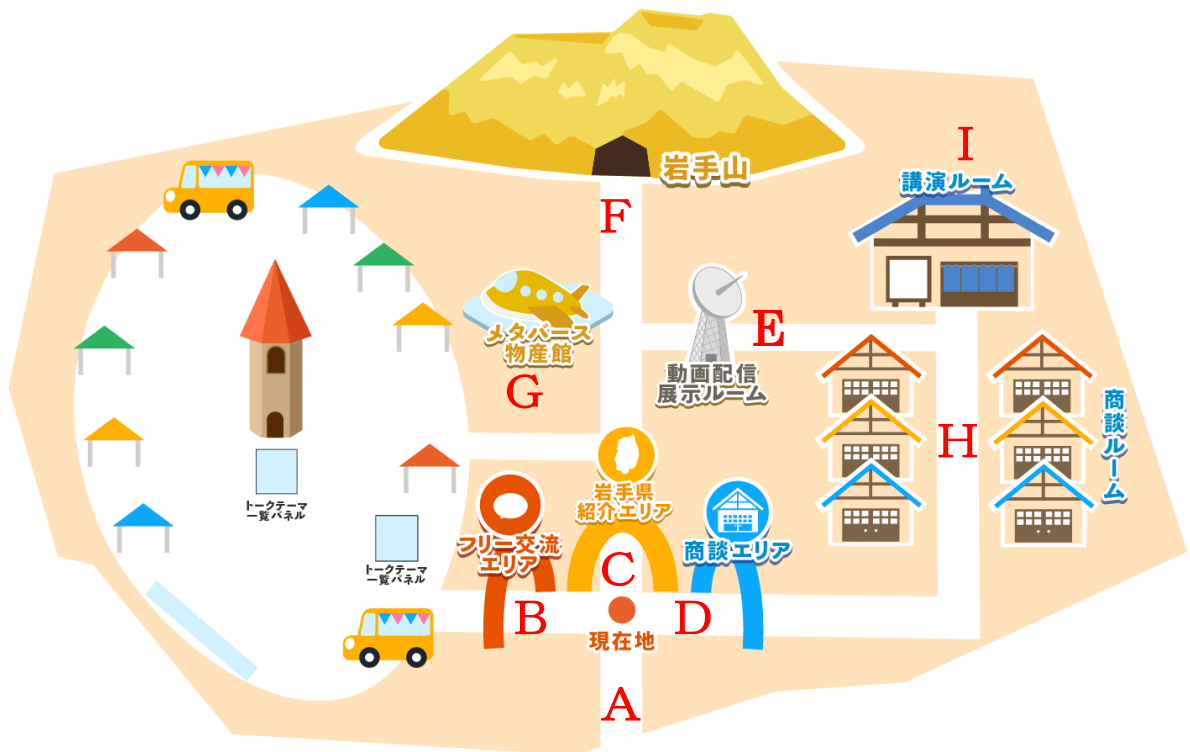
3 岩手県メタバース空間について

昨年度、構築した岩手県メタバース空間は、下記のとおりである。

参考 『黄金の國いわて。』 フードショーinメタバース

<https://door.ntt/nCKqvkt/Iwate-FoodShow-preview>

図1 空間のイメージ



エリア名	ルーム名	説明	ルーム数
A エントランス		<ul style="list-style-type: none"> メタバース空間の最初の入口となる場所 B、C、Dのエリアのうち、希望するエリアに円滑に誘導可能なエリア 	<ul style="list-style-type: none"> B、C、Dの3つのエリアに遷移可能な機能を設ける。
B フリー交流エリア		<ul style="list-style-type: none"> 参加者同士が一堂に会して、会話ができるエリア アバター同士が会話やチャットが可能であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の増加に対応できるルーム数とすること。
C 岩手県紹介エリア	E 動画配信展示ルーム	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県の情報発信動画などを空間内に掲載し、参加者等が自由に視聴できるルーム 	<ul style="list-style-type: none"> 3つのルームを設け、遷移可能な機能を設ける。
	F 岩手山情報提供ルーム	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県の観光、移住関係などの情報発信を行うルーム 	
	G 物産館ルーム	<ul style="list-style-type: none"> 「バーチャル物産展」アクセスでき、参加者が岩手の特産物を購入できるようなルーム 	

D 商談 エリア	H 商談ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、生産者とバイヤーが個別に商談するために使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各商談ルームに遷移可能な機能を設ける。 ・15 ルーム以上設ける。(15 ルームが同じ空間である必要はない)
	I 講演ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者等の商品情報(画像・動画)を掲載が可能 ・管理者及び講演者等が参加者に対して説明等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 ルーム以上設ける。

(1) 岩手県メタバース空間整備について

- ア 事業内容(商談会等)がスムーズに進行できるよう安定した空間整備を提案すること
- イ 1つのルームに対し、20人以上が同時入室可能な空間を提案すること。
- ウ メタバースに慣れていない方でも操作ができるように、わかりやすい空間設計とすること。(参加者がメタバース空間上で迷わないような空間設計とすること。)
- エ アバターを通じて気軽に商談会や交流会等が実施できるよう操作性、音声、表示などわかりやすいものとする。
- オ メタバース空間内は、アバターを介してコミュニケーション(音声、チャット)が可能な空間設定にすること。また、管理者権限でコミュニケーション機能を設定(参加者はオフにする等)できるような空間にすること。
- カ 「E 動画配信展示ルーム」「F 岩手山情報提供ルーム」「G 物産館ルーム」「H 商談ルーム」「I 講演ルーム」については、現在構築されているメタバース空間を基に再現すること。
- キ 現在の空間にある「B フリー交流エリア」「C 岩手県紹介エリア」「D 商談エリア」は同一の空間内に構築されているが、空間容量を検討したうえで、別空間に構築しても構わない。
- ク 参加者の増加に伴う対応については、別空間(複製空間でも可能)で対応できるような提案をすること。
- ケ 事業概要に合わせアクセス数を増やす場合には、細分化し別空間へ遷移することを想定している。同一空間でも対応可能な場合は代替案を提案すること。
- コ 各ルームにエントランスエリアに戻れるような機能を設けること。
- サ 事業実施にあたり、メタバース空間での不具合などが起きた場合の対処についても検討すること。
- シ 空間の軽量化の工夫については県との協議の上、決定すること。

(2) 利用端末について

- ア OSとしてWindows、macOS、android、iOSに対応可能であること。
- イ 専用アプリが不要で、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、safariなど

のブラウザから URL をクリックすることでアクセス可能とすること。

ウ Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、safari の最新リリース（又は直近の2つのリリース）に対応すること。

(3) ソフトウェアについて

OSやブラウザのバージョンアップによる影響をできるだけ受けないシステムとすること。

4 管理側のシステム権限について

(1) 管理側システムについて

ア 岩手県のメタバース空間内に掲載する写真、映像など様々なデータを自由に配置できること。

イ 利用権限の付与機能により、利用者に応じて閲覧・編集できるデータを制限することができること。

5 事業概要について

(1) 商談会・交流会の実施

ア 飲食店・バイヤーを対象とした県産食材商談会（2回）

生産者の販路開拓に向けた飲食店・バイヤー等とのマッチング機会の創出と県産食材の認知度向上につなげるため、移動時間・コストが不要、現実に近いコミュニケーションが可能であるというメタバース（仮想空間）のメリットを最大限に生かした商談会を開催する。

(ア) 日 程 令和6年9月頃、12月頃

(イ) 対象食材 岩手県産の農林水産物等

(ウ) 参集者（全体で30名程度）

- ・実需者 首都圏等県外の飲食店やバイヤー等の実需者（15名程度）
（「黄金の國、いわて。」応援店約210店舗の他、県外プレスにより広く募集）

- ・生産者 県内生産者15名程度

(エ) 内 容

- ・生産者は、仮想空間内の出展ルームで自身の食材をPRし、実需者等参加者は興味のある出展ルームに移動し、生産者と商談を行う。
- ・仮想空間内の出展ルームには、生産者による食材の出展のほか、動画配信ルームでの産地情報の発信や、フリー交流ルームでの飲食店同士の岩手県産食材に関する情報交換を促す。

イ 生産者と消費者を対象とした県産食材を味わう交流会

生産者と消費者の県産食材に対する理解を深め、関係人口の創出に繋げるため、メタバースを活用した「県産食材を味わう交流会」を開催する。

(ア) 日 程 令和6年9月頃

(イ) 参集者 全体で25名程度（うち生産者5名程度）

(ウ) 内 容

- ・消費者等参加者は、事前に配送された県産食材やお取り寄せオードブルセッ

ト等を自宅等で味わいながら、仮想空間内に設置された交流スペースで交流を行い、県産食材に関する理解度を深める。

- ・仮想空間内には、県産食材を生産している生産者と参加者（消費者）が交流を図るほか、産地情報の動画を閲覧できるルームを設置する。

(2) 各イベントに係る業務内容について

ア 当日対応について

- ・当日の進行管理等については県で実施するが、各イベントのプログラムや参加者、メタバース空間の使用サポート等を委託業務の内容に含む。

イ 事前の研修会について

- ・職員向けの運営マニュアル、参加者向けの運営マニュアルを作成すること。
- ・各イベント実施前に参加者に対し、県が研修会を実施するがその際のサポート（メタバース空間や操作方法等）を行うこと。

(3) 自由提案

- ・予算範囲以内ででき、出展者や参加者等へのイベント参加誘導に効果的な方法（情報発信等）について提案すること。
- ・上記委託内容を基本とし、構築したメタバースを活用し、他の分野に展開できるような自由提案を行うこと。（例：新規就農、移住定住など）

(4) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、提出すること。業務報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

なお、構築したメタバース空間がわかるように報告すること。

6 契約に関する条件

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 技術提案書等との関係

技術提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 落札者等の公表

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）」、「情報公開条例（平成10年12月11日条例第49号）」等に基づき、必要事項を公表する。

(5) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(6) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(5) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(7) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(8) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(9) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66

条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(10) その他

ア 本業務の遂行にあたり、WEB会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。

イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

7 受託者の要件

(1) 個人情報の保護

プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティ管理システム）についてISO/IEC27001又はJIS Q 27001に基づく認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。

(3) 品質の確保

ISO9001の認証を取得、又は、同等の品質管理体制を確立していること。

8 法令等の遵守

(1) 受託者は、民法（明治29年法律第89号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法規を遵守すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項
(資料の返還等)

第 10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後（※使用する必要がなくなった場合は、）直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第 12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する（※必要がある）ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。